

※ 本お取り扱いについては、記載のとおり、終了いたしました。

平成23年4月27日

各 位

生 命 保 険 協 会

保険料払込猶予期間の再延長等の実施について

今回の東日本大震災により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

各生命保険会社では、今回の地震により被災されたお客さまへの特別取扱いとして、保険料払込猶予期間の延長（最長6ヶ月間）を実施しておりますが、これまでの被災地の復旧・復興状況を踏まえ、下記のとおり、追加の特別取扱いを実施することといたします。

記

①保険料払込猶予期間の再延長

- ・ 災害救助法適用地域のお客さまからのお申し出により、保険料の払込みについて猶予する期間を更に3ヶ月間延長いたします。
(実施済の6ヶ月と合わせ、最長で平成23年12月末までの延長となります)

②猶予した保険料の払込期日に関する特別取扱い

- ・ 保障をご継続されるためには、上記①の猶予期間分の保険料を猶予期間の末日までに払込みいただく必要がございます。
- ・ しかしながら、上記期日までに猶予期間分の保険料全額の払込みが困難な場合には、平成24年1月より継続して保険料を払込みいただくことにより、①の猶予期間分の保険料の払込期日を平成24年10月末日までといたします。
- ・ ①の猶予期間分の保険料については、分割して払込むことも可能です。

※ 本取扱いは、平成23年9月末日まで保険料払込猶予期間の延長を行い、その期間内に通常の払込みをいただけないご契約を対象に実施いたします。

※ ①の取扱、②による猶予した保険料の払込みに関する事等、詳細につきましては、各社窓口へお問い合わせください。